

西宮版総合戦略に係る有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 西宮版総合戦略に係る施策の検証及び次期西宮版総合戦略の策定に向けた意見聴取を行うため、「西宮版総合戦略に係る有識者会議」(以下「会議」とする。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 西宮版総合戦略に係る施策の検証に関する事項
- (2) 次期西宮版総合戦略の策定に向けた意見・助言
- (3) その他、西宮版総合戦略の推進に関すること

(組織)

第3条 会議は、委員6名程度をもって組織する。

(座長)

第4条 会議に座長を置く

- 2 座長は、委員の互選によって定める。
- 3 座長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 座長に事故あるとき、または座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、市長が必要に応じ招集する。

- 2 会議には、必要に応じて委員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、政策局政策総括室政策推進課が行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

- 2 会議は、原則公開とするが、座長の判断等により議事内容を非公開にすることを可能とする。

付則

- 1 この要綱は、令和4年11月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。